

事務連絡
令和5年5月17日

各介護老人保健施設 } 管理者様
各介護医療院 }

神奈川県福祉子どもみらい局福祉部高齢福祉課

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけ変更に伴う
ガイドライン等の取扱いについて

本県の高齢者福祉行政の推進につきましては、日頃から御協力いただき厚くお礼申し上げます。

このことについて、令和5年5月16日付けで本県の資源循環推進課から別添のとおり周知依頼がありましたのでお知らせいたします。

なお、本事務連絡については、ウェブサイト「介護情報サービスかながわ」に掲載していますのでご確認ください。

【掲載場所】

介護情報サービスかながわ

→ 書式ライブラリー

→ 11. 安全衛生管理・事故関連・防災対策

→ 新型コロナウイルス感染症にかかる情報

<https://kaigo.rakuraku.or.jp/search-library/lower-3-3.html?topid=22&id=1039>

問合せ先

保健・居住施設グループ 南・前田

電話 045-210-1111 内線 4857・4859